参考資料

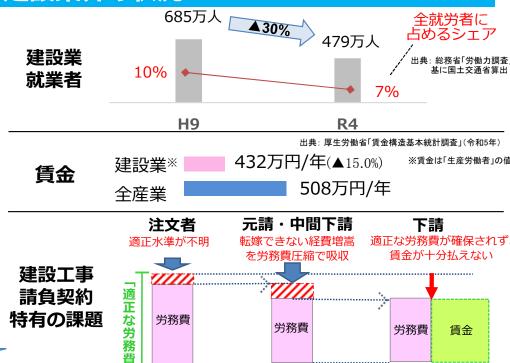


建設業法改正による新たなルールの導入



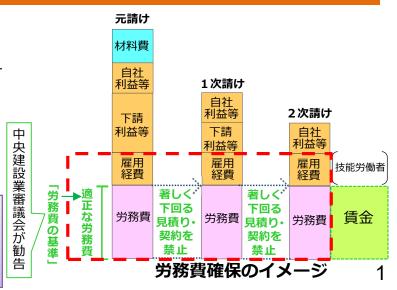
技能労働者の処遇を巡る建設業界の状況

- 建設業は、技能労働者の高齢化と若年入職者の減少が続き、建設工事の適正な施工を将来にわたって確保するための、中長期的な担い手の確保が困難。
- 労働行政が担保する最低賃金に留まらない、技能や屋外を中心とする厳しい労働環境に見合った賃金への引き上げ等の処遇改善が必要。
- 一方、建設工事の請負契約の特性(※)を背景として、過度な 重層下請構造の下、労務費(賃金の原資)は、技能者を雇用す る下請業者まで適正に確保されていない。
- 建設業の特性に対応し、請負契約において適正な労務費を確保し、 技能者に支払われるための新たなルールが必要。
 - (※)総価一式での契約慣行の中、労務費の相場が分かりづらい、材料費よりも 削減が容易、技能者の処遇を考慮せず安価に請け負う業者が競争上有利 等



建設工事の請負契約に係る新たなルールの導入

- 労働者の知識、技能その他の能力の評価に基づく賃金支払等の処遇確保を建設業者に努力義務化(建設業法25条の27)。
- <u>適正な水準の労務費が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請・下請間、下</u>請間のすべての段階において確保され、技能労働者の賃金として支払われることを図る。
- このため、中央建設業審議会が「適正な労務費の基準」を作成 (同法34条) し、 これを著しく下回る見積り・契約締結を禁止 (同法20条) し、違反した業者は指導・ 監督 (同法28条)、発注者は勧告・公表 (同法20条) の対象とする。
- ✓ 適正な見積り促進等による契約時の労務費確保、確保された労務費の技能者までの支払い担保のための施策の実施、「建設 G メン」による個々の請負契約の実地調査・改善指導 (同法40条の4・同法41条)、必要に応じた許可行政庁による強制力のある立入検査等の実施 (同法31条) 等により、改正法の実効性を確保。



【中建審】労務費の基準に関するワーキンググループの設置について



第三次・担い手3法(令和6年改正)により、中央建設業審議会において、新たに「労務費に関する基準」を作成・勧告することと されたことを踏まえ、労務費の基準の活用方法及び作成のための具体的な検討を行うため、同審議会にワーキンググループを設けて議 論することとする。

員 委

(学識者等)

榎並 友理子(日本アイ・ビー・エム(株)執行役員テクノロジー事業本部製統括本部長)青木 富三雄((一社)住宅生産団体連合会環境部長 兼 建設安全部長)

惠羅 さとみ (法政大学社会学部准教授)

大森 有理(弁護十)

座長小澤 一雅(政策研究大学院大学教授)

茂樹 (筑波大学人文社会系教授)

佐藤 あいさ (パシフィックコンサルタンツ(株)事務管理センター副センター長)

西野 佐弥香(京都大学大学院工学研究科准教授)

長谷部 康幸(全国建設労働組合総連合賃金対策部長)

昌英(東京大学大学院工学系研究科教授)

伸子((公社)日本建築積算協会専務理事) 前田

(受注者側)

雷太 ((一社)岡山県建設業協会会長・(一社)全国建設業協会元副会長)

岩田 正吾((一社)建設産業専門団体連合会会長)

白石 一尚((一社)日本建設業連合会人材確保・育成部会長)

土志田 領司 ((一社)全国中小建設業協会会長)

(発注者側)

佐々木隆一(三菱地所(株)企画調査部長・(一社)不動産協会企画委員会委員長)

優子((株)山下РМС代表取締役社長)

雅崇 (東京都財務局技術管理担当部長)

直(松戸市建設部長) 渡辺

渡邊 美樹((独)都市再生機構本社監査室長) ※50音順・敬称略・

令和7年6月3日現在

主な論点

「労務費の基準」の実効性確保について

- 入札時・契約時における実効性の確保
- 契約後における労務費・賃金の支払いの担保
- 行政(Gメン)による検証

「労務費の基準」の作成について

- ・ 基準の計算方法
- 基準の作成単位(都道府県別につくるか等)
- 基準の改定(頻度等)

スケジュール

<u>令和6年9月10日</u>	第1回WG開催【済】
11月6日	第2回WG開催【済】
12月26日	第3回WG開催【済】
<u>令和7年2月26</u> 日	第4回WG開催【済】
3月5日	第5回WG開催【済】
3月26日	第6回WG開催【済】
<u>5月8日</u>	第7回WG開催【済】
<u>6月3日</u>	第8回WG開催

(以降、議論の進捗状況に応じてWGを随時開催)

令和7年11月頃までに中央建設業審議会にて労務費の基準の勧告

「労務費の基準」に関する基本方針【概要】①

9月10日 第1回 労務費の基準WG にて概ね合意

(1) 「労務費の基準」の目的

- <u>適正な水準の労務費</u>(賃金の原資)が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の<u>すべての段階に</u> おいて確保され、技能労働者の賃金として行き渡ること</u>を目指す。
- 具体的には、
 - ・契約当事者間での価格交渉時に参照できる、「適正な工事実施のために計上されるべき労務費」の相場観として機能させること
 - ・これに連動して、改正建設業法において著しく低い労務費等による契約の締結が禁止されたことを踏まえ、新ルールの実効性確保のため、 行政が指導監督する際の参考指標としても活用すること

を目的として、基準を作成する。

(2) 「労務費の基準」の活用・運用に関する基本方針

○ 見積もる立場の中小事業者や一人親方を含め、事業者に対し、労務費の基準の活用方法を分かりやすく示すとともに、契約時に おいて、労務費の基準に基づく見積りと書面での契約を業界慣行としていく。

また、基準の作成に際し、契約当事者間で労務費の基準が適切に活用されるよう、<mark>業界団体にも</mark>参画いただくなど<u>重要な役割を</u> 担っていただくこととする。

- 基準の作成と活用だけでなく、下請・技能者に対する<mark>労務費や賃金の支払のコミットメントや賃金行渡り状況の調査等の手段も</mark> **用いて、**労務費の行き渡りの担保を図ることとする。
- 行政による、受発注者双方に対する<u>処遇改善に向けた取組の実施状況の調査の実施</u>や、場合によっては、改正建設業法に基づく指導監督や勧告公表等の規制的手法も効果的に用いることにより、ルールの浸透・定着を図ることとする。
 - ①労務費の基準を相場観とした見積り、契約による適切な労務費の確保、
 - ②確保された労務費が下請業者まで行き渡り、技能者に賃金として支払われる仕組みづくり、
 - ③これらのルールの行政による検証、
 - など総合的な取組により労務費の基準の所期の目的の達成を図る。
- 技能者の賃上げにつながるよう、公共工事・民間工事問わず、公共工事設計労務単価を基礎として計算された労務費が、技能 者を雇用する事業者まで行き渡るような水準で労務費の基準を設定することとする。

「労務費の基準」に関する基本方針【概要】②

9月10日 第1回 労務費の基準WG にて概ね合意

(3)「労務費の基準」の作成に関する基本方針

- 契約交渉時の相場観として活用されることを踏まえ、中小事業者や一人親方であっても使いやすい仕様で作成することとする。
 具体的には、技能者の職種ごとに、現在の契約でも用いられている単位施工量当たりの金額(1 t 、1 ㎡作業当たりいくら)として 設定することを基本とし、工種や規格の違いなどによる細分化は最小限にとどめる。
- 新たなルールを持続可能なものとするため、公共工事設計労務単価(1人1日いくら)を基礎とした<u>適切な労務費・賃金水準の確</u>保を前提としつつ、生産性(単位時間あたり施工量(1日当たり何人で作業するか))の部分での競争の余地を残すこととする。
- いったん基準を公表した後においても、基準の仕様・水準も含め、必要に応じ修正を加えるアジャイル型の考え方に則って検討・実装を 進めることとする。
- 全ての職種、工種について同時に議論、作成するのではなく、**職種別に、順次検討を進める**こととする。

労務費の基準の「実効性確保」の全体像

11月6日 第2回 労務費の基準WG にて議論

必要なこと実効性確保に

元請 発注者

1次下請

2次下請

技能者

各契約段階(※)で、適正水準の労 務費を確保する

※発注者一元請、元請一1次下請、1次 下請-2次下請・・

もらったら払う(上流から下流へ 価格が決まる)のではなく、 適正水準を積み上げる(下流か ら上流へ価格が決まる)形に。

適正水準の労務費を下請に、賃金 を技能者にまで行き渡らせる





- ① 労務費・必要経費を内訳明示した見積書の提出・ 尊重を商慣行化
- ② 技能者の処遇改善に取り組む企業が競争上不利 にならない環境整備
- ③ ①②についてルールに反する行為の検証

- ⑤ 適正な労務費・賃金の支払いについて契約上で 担保する取組の定着
- ⑥ 技能者への賃金支払い状況が把握できる仕組み の構築
- ⑦ ⑤⑥についてルールに反する行為の検証

④・⑧公共工事の特性を踏まえた対応